

龍瀬小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標

自ら気づき、考え、行動できる心身ともにたくましい龍瀬っ子の育成

いじめ防止対策目標

- 1 学校と家庭、町、関係機関間の密接な連携のもと、いじめの防止や早期発見、対応に取り組む。
- 2 いじめ問題への直接対応とともに、学校や家庭、地域、それぞれの生活の特性を生かしていじめを生まない規律あるよりよい集団づくりに取り組む。
- 3 いじめ問題の特質をふまえ、組織的に、迅速かつ公平・中立な立場に立って対応できる体制を整える。

家庭・地域との連携

○家庭

・PTA各種会合でのいじめ防止対策を含む教育活動の理解推進
・親子のふれあいや保護者相互の親睦充実による連携強化
・町学力水準向上推進大会等での規律ある生活・学習環境の向上

○地域

・学校評議委員会や中学校区教育懇談会での意見交換
・学校行事への招待

【龍瀬小学校いじめ防止対策委員会】

いじめの防止や対応に係る年間計画の作成・実行する上で、検証・修正の中核組織として設置する。

○目的

・いじめ問題の有無やいじめ問題への取組を定期的に点検・評価し改善していくことで、いじめ問題に学校・家庭・地域全体で取り組む体制を確立・維持する。

○構成

・管理職、生徒指導主任、養護教諭、関係学級担任、PTA会長、町SSWその他必要に応じた関係者及び外部専門家の参加により、公平性・中立性・客観性を保つ。

関係機関等との連携

○町教育委員会

・町教育委員会指導主事やSSWの招聘及び助言、職員研修への講師招聘依頼
・町いじめ対策連絡協議会による評価・検証や助言

○関係中学校

・適時適切な情報共有や意見交換推進
・小中連携した指導内容による生徒指導の充実

○警察や児相、町福祉課等

・安心安全な教育環境づくりのための措置の充実

【重点課題】

○確かな学力の向上

・基礎基本の定着を図り、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりに努める。

○豊かな心の育成

・全職員による生徒指導の徹底
・命の指導を含む道徳教育等の教育課程の見直しと改善
・体験的活動の充実による連帯感、自己有用感等の育成
・学級活動や児童会活動の充実で自分自身をふり返る活動をすすめる。

○健やかな体づくり

・生活リズムを整えて、自己目標を設定して体力づくりに取り組む。

○教職員の資質向上

・いじめ問題の理解や対応についての職員研修の実施
・総合的組織的に取り組む体制の共通理解

○開かれた学校づくりと家庭や地域への啓発推進

・悩みを共有できる職員及び学校組織づくり
・いじめ対策の理解と啓発活動の推進

【いじめの防止】

○教職員の取組：いじめをしない、させない、許さない学習環境をつくる。

- ・全校で取り組む人権尊重の視点に立った授業づくりや学級づくり
- ・校内研修を通じた学習指導・生徒指導力の向上への取組

○児童の取組：なかよく助け合う友だちづくりに努める。

- ・学級活動や児童会活動での居場所作り

○保護者の取組：いじめの問題について話し合う機会を設け、学校、地域と連携した取り組みを推進する。

- ・PTA活動への積極的な参加

【いじめの早期発見】

○教職員の取組：いじめ根絶への意識や感覚を研ぎ澄まし、見逃さない。

- ・県いじめ対策必携を活用しての「いじめ」の理解及び対応等の定期的確認
- ・休み時間の児童の観察と無記名アンケートや個別相談等の実施
- ・教職員と児童及び保護者との相談しやすい雰囲気づくり

○児童の取組：自分自身をふり返る。

- ・身支度をきちんとする、掃除を一生懸命にする、挨拶を元気にする等のことを毎日の日記や道徳、心のノートを活用してふり返る。

○保護者の取組：子どもの変化に気づく落ち着いた家庭環境づくりに努める。また、いじめの疑いのある時は学校へ通報する。

- ・「早寝・早起き・朝ご飯」の推奨や家族団らん、生活リズム点検や家庭学習見届け等による子どもとの語らいを大切にする。
- ・我が子に限らず、また、他校籍の児童であっても必ず通報することの徹底

【いじめに対する措置】

○教職員の取組：発見・通報を受けた時は、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- ・被害児童を守り通す。加害児童には教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。
- ・いじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有化し、担任が関係する児童から事実確認の聞き取りを行い、いじめ防止対策委員会で検証してから、全職員で関係児童とその保護者、学級集団へそれぞれ支援、指導、助言を行う。

○児童の取組：いじめを許さない友だちづくりに取り組む。

- ・いじめは、許されないということを学級活動で話し合う。

○保護者の取組：学校のいじめ対応を公平な立場で理解し、望ましい人間関係構築に協力する。

- ・各種PTA会合への積極的な参加と学校と一体となったいじめ根絶への対応

【いじめ防止対策の体制】

○生徒指導体制の見直し

・いじめ防止対策の視点での指導体制の見直しと職員の共通理解・実践の体制確立

○職員研修の充実

・事例研修や教育相談、心理検査手法等のきめ細やかな児童理解や人間関係づくり等に資する研修の内容の充実

○相談体制の改善

・実態把握の定期調査実施と相談窓口の周知徹底と確実な事実確認

○多様な対応

・SSWや外部機関との開かれた連携

○情報収集の工夫

・校外各種会合での情報収集

○情報発信の工夫

・いじめ問題に係る啓発資料の積極的な発信。